

よくある質問事項について（障害福祉施設）

2022/11/25 時点

1 申請関係

Q1 検査を希望したいのですが、どのような方法で申込みをすればよいのでしょうか？

A1 「みやぎ電子申請サービス」からの申請となります。申請にあたっては、事前に「実施要領 5 申請する前に行う手続き」を確認し、実施体制等を整えてください。
申請は、法人単位となります。

宮城県障害福祉課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/>

（障害福祉施設）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく高齢者者施設等の検査について 【電子申請はこちら】

Q2 登録後、検査を受けるまでの流れを教えてください。

A2 「みやぎ電子申請サービス」で申請いただいた後、御登録いただいた住所へ検査キットが届きます。
検査を実施した際は、その都度、検査結果をとりまとめ、「みやぎ電子申請サービス」で御報告願います。

Q3 検査は、職員 1 人あたり何回受けることが可能でしょうか？

- A3 職員 1 人あたりの回数に制限はありません。
職場に出勤する前に発熱等の症状があるなど、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には出勤せず、速やかにかかりつけ医等の医療機関に電話で相談することを徹底した上で、以下に示す職員等を対象に配置医師又は管理者の管理のもと、検査を実施願います。
- 職場に出勤した職員で症状が現れた者（有症状者）を対象に迅速検査（随時）を実施する。
症状については、微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、その他の体調不良とする。
 - 県内の感染拡大の状況を踏まえ、配置医師又は管理者の判断で新型コロナウイルスの感染が疑われる者等（感染者の周囲で働いていた職員、施設への新規入所者、施設外の親族等との接触があった入所者等）を対象に頻回検査も含めて適宜スクリーニングを実施する。

Q4 入所施設に勤務しています。個人で申し込むことはできますか？

A4 個人でのお申込は受け付けておりません。

Q5 申込内容（人数、連絡先等）を変更したいのですが。

A5 申請内容を変更する場合には、障害福祉課まで電子メールで御連絡ください。
障害福祉課電子メールアドレス syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp
※件名は「抗原検査キット問合せ」としてください。

Q6 申込のキャンセルをしたいのですが。

A6 「みやぎ電子申請サービス」内でキャンセルができます。

Q7 複数の施設をまとめて申し込むことはできますか？

A7 検査キットは、直接法人に必要な数を送付するため、必ず法人ごとに施設をまとめて、申請してください。

Q8 申し込むための条件等がありますか？

A8 仙台市以外に設置されている施設等で、次のA9に示したサービス種別が対象となります。
ただし、申請に当たっては、検査結果を県へ報告する必要があります。

2 検査対象施設、検査対象人数等

Q9 検査の対象となるのは、どのような施設ですか？

A9 仙台市を除く県全域の障害福祉施設に従事する全ての職員で、サービス種別は以下のとおり。
障害者支援施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

Q10 検査の対象とすることができる職員は、専従の常勤職員のみですか？

A10 検査の対象とすることができる職員は、常勤職員、非常勤職員を問わず、管理者が必要と認めた職員であれば対象とすることができます。

また、職種も看護職員及び介護職員に限らず、事務職員、調理員及び清掃職員等、施設内で働く職員であれば、直接雇用又は派遣・委託にかかわらず、対象とすることができます。

Q11 施設のボランティアとして活動する者を対象とすることはできますか？

A11 施設で頻回にボランティア活動をする者であれば対象とすることができます。

Q12 施設入所者、来客者、面会の家族を対象とすることはできますか？

A12 県内の感染拡大の状況を踏まえ、施設への新規入所者及び施設外の親族等との接触があった入所者を対象とした頻回検査を実施することができます。

来客者や面会に来られる方は対象としておりません。

Q13 検査対象者数に上限はあるのでしょうか？

A13 県に登録されている施設基礎情報を踏まえ、申請内容をもとに検査キットの送付数を決定いたします。よって、不必要に増加した人数の申請は御遠慮ください。

Q14 検査をするのに費用はかかりますか？

A14 検査キットは県から無償でお送りします。

3 検査方法

Q15 今回の検査は、なぜPCR検査ではなく、抗原定性検査なのですか？

A15 行政検査として用いられるPCR検査は、確定診断に必要な検査として使用されていますが、検体採取後に検査機関へ発送して、検査結果が判明するまで一定の時間を要します。

今回、実施する抗原定性検査は、検体採取後15分程度で検査結果がでますので、施設内での集団感染防止を目的としたスクリーニングとして活用します。

ただし、「陽性」であった場合でもPCR検査等による行政検査で確定診断を受けなければ「陽性」とは確定しませんので、御留意ください。

Q16 検査キットは、申請後、どのくらいで施設に届くのでしょうか？

A16 検査キットは、「みやぎ電子申請サービス」でお申込みいただいた後、各法人へ直接発送させていただきます。発送は、各法人からの申込状況により、ある程度の時間を要しますので、御承知願います。

なお、発送予定に関するお問合せは御遠慮くださるようお願いいたします。

Q17 検査キットが届きました。どのようにして検体採取すればいいのでしょうか？

A17 今回の検体採取は「鼻腔ぬぐい液」というもので、鼻腔用滅菌綿棒（スワブ）を外鼻孔から2cm程度挿入し、スワブを鼻腔壁に5回転させ、5秒程度静置し、検体を採取します。

詳しい検体採取及び測定の方法については、同封しました取扱説明書を参考にしてください。また、厚生労働省がホームページで公開している高齢者施設等への配布事業において配布される製品の動画（各メーカーへのリンク）を必ず視聴してください。

なお、検体採取方法、採取日、対象者の検査結果の取扱いについては、施設内の衛生委員会等で方針を決めて実施してください。

【新型コロナウイルス感染症に関する研修資料（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

Q18 検査はどの程度の頻度で実施したらよいのでしょうか？

A18 職場に出勤する前に発熱等の症状があるなど、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合に

は出勤せず、速やかにかかりつけ医等の医療機関に電話で相談することを徹底した上で、以下に示す職員等を対象に配置医師又は管理者の管理のもと、検査を実施願います。

- 職場に出勤した職員で症状が現れた者（有症状者）を対象に迅速検査（随時）を実施する。症状については、微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、その他の体調不良とする。
- 県内の感染拡大の状況を踏まえ、配置医師又は管理者の判断で新型コロナウイルスの感染が疑われる者等（感染者の周囲で働いていた職員、施設への新規入所者、施設外の親族等との接触があった入所者等）を対象に頻回検査も含めて適宜スクリーニングを実施する。

Q19 検体採取でうまく反応ができませんでした。再度やりなおしてもいいでしょうか？

A19 条件により、検体採取がうまくできない場合があります。その際は、テストデバイスの結果、検査日時、氏名を分かるようにして写真に記録し、新しい検査キットで再度採取してください。

Q20 今朝からのどに痛みがあつて微熱があります。検査キットで検査をしても大丈夫ですか？

A20 原則として、明らかな発熱や症状がある場合は、かかりつけ医やコールセンターへ相談し、職場への出勤は控えてください。また、かかりつけ医の医師から検査キットによる検査の指示があった場合等は使用して差し支えありません。

4 検査結果

Q21 抗原定性検査キットで陽性の反応ができました。どのようにしたらよいですか？

A21 抗原定性検査で「陽性」の結果が出た場合は、**別添2** (P.7~8) のフロー図に基づき、配置医師や連携医療機関に速やかに連絡を行い、再度当該検査の実施や確定診断を行える医療機関を受診するとともに、検査実施状況を電子メール (syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp) にて障害福祉課へ報告してください。

併せて、「陽性」判定となった記録の写真（テストデバイスの結果、検査日時、氏名が分かるもの）を下記のメールアドレスへ電子メールで送ってください。

なお、報告内容は、以下のとおりです。

<報告する内容について>

- 施設名
- 施設担当者氏名
- 施設連絡先（電話番号）
- 検査日時
- 陽性者の氏名・生年月日・性別・住所・連絡先（※本人の承諾が必要。）
- 陽性者の症状

Q22 抗原定性検査キットで陽性の反応が出た場合、本人及びその周囲の職員はすべて自宅待機になるのでしょうか？

A22 抗原定性検査の検査キットで陽性反応が出た場合には、PCR 検査（行政検査）を受検してもらいますので、その結果が出るまでの間は、施設責任者の指示のもと、陽性となった職員の自宅待機、接触者リストの準備、その他職員の十分な感染対策等を行うことにより水際対策を徹底してください。

Q23 抗原定性検査で陽性でしたが、その後のPCR検査（行政検査）で陰性でした。

A23 陰性の場合であっても、施設又は職員自身で経過を観察し、十分な感染対策の上、業務を行ってください。また、体調に変化があった場合は、かかりつけ医等を受診してください。

5 県への報告

Q24 検査結果はどのように報告すればよいのでしょうか？

A24 検査を実施した際は、その都度、検査結果をとりまとめ、「みやぎ電子申請サービス」で報告する。

報告する内容は、検査対象者数（施設の全職員数）、検査実施件数（1週間分の件数）、陽性者数、陽性者のうちPCR検査の実施人数、PCR検査における陽性者数となります。

また、「陽性」結果が出た場合は、別添2（P.7～8）のフロー図に基づき、配置医師や連携医療機関に速やかに連絡を行い、再度当該検査の実施や確定診断を行える医療機関を受診するとともに、検査実施状況を電子メール（syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp）にて障害福祉課へ報告してください。

報告がない場合、報告者数に疑義がある場合は、県からお問い合わせさせていただくことがあります。

なお、上記以外は、受診相談センター（コールセンター）：022-398-9211に連絡をお願いします。

6 その他

Q25 この検査実施は義務ですか？

A25 検査は任意です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施するという目的を御理解いただき、積極的に御対応願います。

Q26 検査実施に当たって、検査を拒否する職員がいます。

A26 検査は任意ですが、検査の実施に当たっては施設内でルールを決めておく必要があります。検査対象職員への説明や同意の方法、検査結果の取扱い等、施設内の衛生委員会等の組織や会議を活用して決めていただくことをお勧めいたします。

Q27 検査キットが余りました。どのようにしたらよいのでしょうか？

A27 余った検査キットの返却は不要となります。報告期限を過ぎたあとも感染対策及び職員の健康管理として御活用願います。

Q28 使用した検査キットは普通に捨ててもいいのでしょうか？

A28 使用済みの検査キットを廃棄する際は、キットの組成により廃棄物の種類を判断の上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に処理願います。各施設で契約しているごみ収集業者への相談のほか、御不明な点があれば県保健所又は循環型社会推進課にお問い合わせください。

(参考) 県循環型社会推進課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/>

Q29 ワクチン接種がはじまりました。ワクチン接種の影響で抗原定性検査が陽性となることはありますか？

A29 ワクチン接種の影響で抗原定性検査が陽性になることはありませんので、ワクチン接種後も抗原定性検査を受検いただくことは差し支えありません。

Q30 ワクチン接種後に新型コロナウイルスに感染することはありますか？

A30 ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合はあります。また、ワクチンを接種して免疫がつくまでに1～2週間程度かかり、免疫がついても発症予防効果は100%ではありません。詳しくは、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンQ&A」参照。

ファイザー社の新型コロナワクチンは、通常、3週間の間隔で2回接種します。最も高い発症予防効果が得られるのは、2回目を接種してから7日程度経って以降です。体の中である程度の抗体ができるまでに1～2週間程度かかるため、1回目の接種後から2週間程度は、ワクチンを受けていない方と同じくらいの頻度で発症してしまうことが論文等でも報告されています。また、臨床試験においてワクチンを2回接種した場合の有効率は約95%と報告されており、100%の発症予防効果が得られるわけではありません。

武田/モデルナ社の新型コロナワクチンは、通常、4週間の間隔で2回接種します。臨床試験において、本ワクチンの接種で十分な免疫が確認されたのは、2回目を接種してから14日以降となっています。また、ワクチンを2回接種した場合の有効率は約94%と報告されており、ファイザー社の新型コロナワクチン同様、100%の発症予防効果が得られるわけではありません。

■ キットの利用フロー図

I. 施設に医師が常駐している場合

(1) 希望の有無等の確認

・都道府県を経由して、厚生労働省に配布希望の申込み。

- キットの活用希望がある
 キットの利用が可能な体制（医師が常駐）がある

(2) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

・キットを受領し、キットの適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう施設内外の対応フロー等を整理。

- 施設内外の対応フローが整理済

(3) キットを利用した検査の実施

・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、検査を実施。
 (※ 検査には医療従事者が立ち会う。)

陽性

(4 a) 陽性の者への対応

- ①現場の医師が確定診断まで行う場合
 →確定診断を行い、患者と診断された場合は保健所に報告
 →保健所において、濃厚接触者の特定等を実施
 ②現場の医師が確定診断を行わない場合
 →当該医師から、確定診断を行える医療機関を紹介。
 →確定診断の結果、患者と診断された場合は保健所に報告。

陰性

(4 b) 陰性だった者への対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養を促す。
 ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。
 (医師が常駐する施設で、陰性の確定診断が付く場合を除く。)

II. 施設に医師が常駐していない場合

(1) 希望の有無等の確認

- ・キットを使用して陽性だった場合に備え、非常駐の配置医師又は連携医療機関との連携を確保
- ・本事務連絡に基づき、抗原簡易キットの使用を希望する場合は、都道府県を經由して、厚生労働省に配布希望の申込み。

- キットの活用希望がある
- キットの利用が可能な体制（非常駐の配置医師又は医療機関との連携）がある

(2) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・検体採取に立ち会う職員を定め、当該職員及び施設長が、検査に関する研修を受講するなど検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを受領して、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう施設内外の対応フロー等を整理。

- 検査を実施できる体制・環境（検体採取に立ち会う職員を定め、当該職員及び施設長が、検査に関する研修を受講する）が整備されている
- 施設内外の対応フローが整理されている

(3) キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、検査を実施。
- （※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、非常駐の配置医師や医療機関との連携の下、研修を受けた職員が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

陽性

(4a) 陽性の者への対応

- ・非常駐の配置医師や連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に報告。

陰性

(4b) 陰性だった者への対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養・受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。